

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

ページ

○職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	一
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（同）	三
○県史員恩給条例の一部を改正する条例	（職員厚生課）	三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（同）	三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（同）	三
○非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例	（同）	三
○高等学校等育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例	（教育庁高校教育課）	四
○高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（同）	四
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	（同）	四
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	（同）	四
○県税減免条例の一部を改正する条例	（同）	四
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	（同）	五
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	（同）	五
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	（同）	八
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	（同）	八
○企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例	（同）	八
○港湾施設等管理条例の一部を改正する条例	（同）	九
○宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例	（同）	九

条 例

職員の育休休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

職員の育休休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育休休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）第一条の三第三項

の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下、「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下、「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

口 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育休休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育休休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育休休業の期間の末日とする育休休業をしている非常勤職員であつて、当該育休休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育休休業の期間の初日とする育休休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育休休業法第一条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育休休業法第一条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日とする。

第一号の二 育休休業法第一条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「育児休業法等」という。)による育児休業(以下この条において「育児休業」という。))をしていない場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日)が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該育児休業法等による育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日(当該日)が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。) から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号。以下「職員勤務時間条例」という。) 第十六条若しくは学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。) 第十四条の規定に基づく産前産後の特別休暇又は任命権者が定める産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日以後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日(育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日)

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該非常勤職員がする育児休業等による育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該非常勤職員がする育児休業等による育児休業等による育児休業をしていない場合)において育児休業法等による育児休業をしていない場合にあつては、当該末日とされた日(当該非常勤職員がする育児休業等による育児休業等による育児休業をしていない場合)において育児休業法等による育児休業をしていない場合

合

口 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
第二条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。
七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第十二条第一号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号。以下「職員勤務時間条例」という。)」を「職員勤務時間条例」に、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)」を「学校職員勤務時間条例」に改める。

第十九条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている。」を「次に掲げる。」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下、再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。
イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十条第一項中「正規の勤務時間」を「職員勤務時間条例第十條第一項又は学校職員勤務時間条例第八條第一項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間」に改め、同条第二項中「与えられている職員」の下に「非常勤職員を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が生後満一年に満たない生児を育てるための任命権者が定める休暇を与えられている場合)にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該休暇を減じた時間を超えない範囲内(行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員に関する特例）

33 職員の退職手当に関する条例附則第三十二項の規定により同条例の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県職員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

県職員恩給条例の一部を改正する条例

県職員恩給条例（大正十三年宮城県令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条ノ二 平成二十三年三月十一日ニ発生シタル東北地方太平洋沖地震ニ因ル災害ニ因リ行方不明トナリタル者ノ生死ガ三月間不明ナルトキ又ハ其ノ者ノ死亡ガ三月以内ニ明カトナリ且其ノ死亡ノ時期ガ不明ナルトキハ此ノ条例ノ死亡ニ係ル給付ノ支給ニ関スル規定ノ適用ニ付テハ同日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

32 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中、「以後」を、「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年一・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年一・六パーセント

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十七号

非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例

非常勤職員公務災害補償等条例（昭和四十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員の生死が三月間分からない場合又はその職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その職員は、死亡したものと推定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高等学校等育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

○宮城県条例第八十八号

高等学校等育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。第六条中「連帯保証人及び保証人各一人」を、「保証人一人」に改め、同条に次の一項を加える。2 前項の保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高等学校等育英奨学資金貸付条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十九号

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「生徒」の下に「及び東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けたことにより就学等が困難な幼児、児童又は生徒」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十号

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第百八条に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、特別の事情により第一項の規定により難いときは、別に納期を指定することができる。

第百七十七条に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、特別の事情により第一項の規定により難いときは、別に納期を指定することができる。

附則に次の二条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第二十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)

第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、附則第五条の四第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、附則第五条の四の二第一

項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十二条の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租

税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二」とあるのは、「東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置

法第四十一条の二」とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第二十六条 附則第十一条の八の規定は、震災特例法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に二条を加える改正規定(附則第二十五条に係る部分に限る。)は、平成二十四年一月一日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十一号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中、「事業用資産の全部又は一部について損害を受けたとき」を「事業用資産

について当該事業用資産の価額の二分の一以上の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するもの(以下「保険金等」という。))により補填されるべき金額がある場合には、当該保険金等の金額を控

除した金額)に相当する損害を受け、かつ、前年中の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)

第七十二条の四十九の八第一項から第五項までの規定により算定した事業の所得(次項において「前年中の事業の所得」という。))が千万円以下であるとき」に改め、同項第二

号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 災害によりその者(その者の法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者及び同項第八号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財(以下「住宅等」という。))について当該住宅等の価額の二分の一以上の金額(保険金等により補填されるべき金額がある場合には、

当該保険金等の金額を控除した金額)に相当する損害を受け、かつ、前年中の合計所得金額(宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。))附則第十六条

の二第一項の規定により他の所得と区分された同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額(法附則第三十三条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規

定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等

に係る事業所得等の金額、県税条例附則第十八条に規定する課税長期譲渡所得金額(法附則第二

十四条第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合に

は、その適用前の金額)、県税条例附則第二十条に規定する課税短期譲渡所得金額(法附則第二

十五条第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合に

は、その適用前の金額)、県税条例附則第二十一条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は県税条例附則第二十三条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、それぞれこれらの金額を含む。)が五百万円以下であるとき。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に該当する場合において減免すべき税額は、当該年度分の個人の事業税額に次の表の上欄に掲げる前年中の事業の所得の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額とする。

五百万円以下の金額	百分の百
五百万円を超え七百五十万円以下の金額	百分の五十
七百五十万円を超え千万円以下の金額	百分の二十五

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号又は第三号に該当する場合において減免すべき税額は、課税すべき金額の全額とする。

第七条の第三項中「その」を、「その」に、「ため」を、「こと」、交通が途絶されたことその他これらに類する理由によつて」に、「の運行」を、「を運行すること」に、「期間が十日」を、「と認められる期間が十五日」に改め、同条第二項中「損傷を受けた」を削る。

第七条の第四項中「宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。）」を「県税条例」に改める。

第八条の第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第九条第一項中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第一項中「第三条第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同項第三号中「程度」の下に「（第七条の三の規定により自動車税の減免を受けようとする場合にあつては、自動車に損傷を受けた場合に限る。）」を加える。

附則に次の十八項を加える。

（東日本大震災に係る法人の県民税の減免）

5 法人の均等割の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当するときは、平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月十日までの間に終了する各事業年度分の均等割を免除する。

一 平成二十三年三月十一日において県内の法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内のみ事務所又は事業所を有するとき。

二 平成二十三年三月十一日において県内の法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内のみ寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有し、県内に事務所又は事業所を有しないとき。

6 法人税割の納税義務者が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により受けた損失の金額

が平成二十三年三月十一日の属する事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本金の額若しくは出資金の額が三百万円未満のもの、資本若しくは出資を有しないもの又は県税条例第二十二條第一項において法人とみなされるものについては、同日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該事業年度に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）とする。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額であるときは、平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月十日までの間に終了する各事業年度分の法人税割について、県税条例附則第八条又は附則第九条の規定を適用して計算した法人税割額に百分の十を乗じて得た額に相当する金額を減免する。

7 前項の規定を適用する場合において、東日本大震災により受けた損失の金額が資本金の額又は出資金の額の二分の一に相当する金額以上の金額であるかどうかの判定は、平成二十三年三月十一日以後に終了する各事業年度における当該損失の金額の合計額によるものとする。

8 前二項に規定する損失の金額は、平成二十三年三月十一日以後に終了する各事業年度終了の日における損益計算書に計上されている特別損失に属する損失（当該損失が繰延資産として計上されているときは、当該繰延資産を含む。）のうち東日本大震災により受けた損失の金額とする。

（東日本大震災に係る法人の事業税の減免）

9 法人の事業税の納税義務者が、東日本大震災により受けた損失の金額が平成二十三年三月十一日の属する事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額の二分の一に相当する金額以上の金額であるときは、平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月十日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税について、県税条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用される県税条例第四十一条、附則第十条の二及び附則第十条の二並びに原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）第二条の規定を適用して計算した事業税の額（他の条例の規定に基づき課税免除することができる場合には、その課税免除後の額）に百分の十を乗じて得た額に相当する金額を減免する。

10 附則第七項及び附則第八項の規定は、前項に規定する損失の金額について準用する。

（東日本大震災に係る不動産取得税の減免）

11 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けるときは、第四条第一項の規定は、適用しない。

12 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、代替家屋を取得した場合（第四条第一項の規定の適用を受ける場合に限る。）において減免すべき税額は、同条第一項の規定にかかわらず、当該代替家

屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額とする。

13 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)に代わる土地を取得したときは、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減免する。

14 前項に該当する場合において減免すべき税額は、取得した土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額とする。

15 附則第十三項の規定は、法附則第五十一條第二項の規定の適用がある場合には、適用しない。
16 不動産取得税の納税者又は納税義務者が、平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に取得した家屋を東日本大震災により滅失又は損壊したときは、第五條第一項の規定にかかわらず、当該家屋について課し、又は課すべき不動産取得税を減免する。

17 第五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
(東日本大震災に係る軽油引取税の免除)

18 県税条例第百二條の五第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者が、東日本大震災によりその所有に係る軽油を亡失したときは、当該軽油に係る軽油引取税を免除する。
(減免の手続)

19 附則第五項の規定により県税の減免を受けようとする者は、第九條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証する書面を添付して、減免を受けようとする事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限までに県税事務所に提出しなければならない。

20 附則第六項又は附則第九項の規定により県税の減免を受けようとする者は、第九條第二項各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由となるべき事実を証する書面を添付して、附則第六項に該当する者にあつては減免を受けようとする事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限までに、附則第九項に該当する者にあつては減免を受けようとする事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限までに県税事務所に提出しなければならない。

21 第九條第一項の規定は、附則第十六項の規定により県税の減免を受けようとする場合について準用し、同条第二項の規定は、附則第十三項及び附則第十八項の規定により県税の減免を受けようとする場合について準用する。

22 第十條の規定は、前三項の申請書を受理した場合について準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税減免条例(以下「新条例」という。)第三條及び第七條の三の規定は平成二十三年三月十一日から、新条例附則第十一項及び附則第十五項の規定は同年四月二十七日から適用する。

(経過措置)

2 個人の事業税の納税者又は納税義務者が、次の各号のいずれかに該当する場合における個人の事業税の減免については、なお従前の例による。

一 平成二十三年三月十一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(までの期間(以下「特定期間」という。)(内に発生した災害(新条例第三條第一項第一号に規定する災害をいう。以下同じ。))により事業用資産について当該事業用資産の価額の二分の一未満の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するもの(以下「保険金等」という。))により補填されるべき金額がある場合には、当該保険金等の金額を控除した金額。次号において同じ。)(に相当する損害を受けた場合

二 特定期間内に発生した災害により事業用資産について当該事業用資産の価額の二分の一以上の金額に相当する損害を受け、かつ、新条例第三條第一項第一号に規定する前年中の事業の所得が千円を超えする場合

3 新条例第三條第二項の規定にかかわらず、個人の事業税の納税者又は納税義務者が、特定期間内に発生した災害により同条第一項第一号に該当することとなり、かつ、事業用資産の損害の金額(保険金等により補填される部分の金額を除く。第二号において同じ。)(が当該納税者又は納税義務者の個人の事業税の課税標準額の十分の一の額を超える場合において減免すべき税額は、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額に相当する金額とする。

一 新条例第三條第二項の規定により計算した金額

二 事業用資産の損害の金額から当該納税者又は納税義務者の個人の事業税の課税標準額の十分の一の額を控除した額に税率を乗じて得た額(当該金額が税額を超えるときは、当該税額)

4 自動車税の納税者又は納税義務者が、特定期間内に発生した災害によりその所有する自動車に損傷を受けたことにより当該自動車の運行ができなくなったと認められる期間が十日を超え十五日以下である場合における自動車税の減免については、なお従前の例による。

5 新条例の規定により新たに法人の県民税又は法人の事業税を減免されることとなる者に係る新条例附則第十九項又は附則第二十項の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

6 新条例の規定により新たに個人の事業税、不動産取得税、軽油引取税又は自動車税を減免されることとなる者に係る新条例第九条第一項又は第二項（附則第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後六十日以内に到来する場合においては、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して六十日以内とする。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十二号
過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「平成二十三年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。
附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下、「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十三号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部

を次のように改正する。

第二条中、「平成二十三年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下、「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第一条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十四号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「平成二十三年三月三十一日」を、「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下、「新条例」という。）第一条から第四条までの規定は、平成二十三年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第一条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限

は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十五号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「以下「廃棄物処理法施行令」という。」第二十七条を、「第二十七条第一項」

に、「廃棄物処理法施行令第七条の五において」を、「同条第三項において読み替えて」に、「廃棄物処

理法施行令第五条の八」を、「廃棄物処理法第九条の九第六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十六号

企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

企業立地資金貸付基金条例（平成二年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中、「十年以内」を、「十五年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の企業立地資金貸付基金条例第四条第一項第二号の規定は、この条例の施行の際現に貸し付けられている企業立地資金貸付基金条例第一条に規定する企業立地資金についても、適用する。

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十七号

港湾施設等管理条例の一部を改正する条例

港湾施設等管理条例（昭和三十八年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表中、「重要港湾」を「国際拠点港湾」に改め、「石巻港」を削り、同表係留施

設の項中

レジャー用小型船舶物揚場	一月一区画につき	係留時間二十四時間まで 総トン数三三三未満 外航船舶以外の船舶 総トン数三三三以上五五五未満 外航船舶以外の船舶 総トン数五五五以上一萬一萬未満 外航船舶以外の船舶 総トン数一萬一萬以上 外航船舶以外の船舶	三三三、九〇〇円 三三三、八〇〇円 六六六、〇〇〇円 九九九、〇〇〇円 一五五、〇〇〇円 五五五、〇〇〇円
	一月一区画につき	係留時間二十四時間まで 総トン数三三三未満 外航船舶以外の船舶 総トン数三三三以上五五五未満 外航船舶以外の船舶 総トン数五五五以上一萬一萬未満 外航船舶以外の船舶 総トン数一萬一萬以上 外航船舶以外の船舶	三三三、九〇〇円 三三三、八〇〇円 六六六、〇〇〇円 九九九、〇〇〇円 一五五、〇〇〇円 五五五、〇〇〇円

レジャー用小型船舶物揚場

一月一区画につき

五、五〇〇円

に改め、同

表荷さばき施設の項中、「仙台塩釜港仙台港区高砂埠頭」を「高砂埠頭」に改め、同表保管施設の項中

を

野積場	(一) 貨物を搬入するために使用する場合は、一日一平方メートルにつき	甲地 六四四〇銭 乙地 二四七〇銭 丙地 一九九〇銭
	(二) 十六日以後、一日一平方メートルにつき	甲地 九三三〇銭 乙地 五三〇〇銭 丙地 二二七〇銭
水面貯木場	(一) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する場合は、一日一平方メートルにつき	八〇円
	(二) 仮設工作物の設置その他、一日一平方メートルにつき	三円
水面貯木場	一月一平方メートルにつき	一四円

レジャー用小型船舶物揚場	(一) 貨物を搬入するために使用する場合は、一日一平方メートルにつき	甲地 六四四〇銭 乙地 二四七〇銭 丙地 一九九〇銭
	(二) 十六日以後、一日一平方メートルにつき	甲地 九三三〇銭 乙地 五三〇〇銭 丙地 二二七〇銭

野積場	一日一平方メートルにつき	甲地 九円三〇銭 乙地 五円三〇銭 丙地 二元七〇銭	に改め、別
	(一) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する物の設置 一日一平方メートルにつき	八〇円	
	(二) 仮設工作物の設置 一日一平方メートルにつき	三元	

表第一第二号の表係留施設の項中、「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号を別表第一第二号とし、別表第一第一号の次に次の一号を加える。
二 重要港湾（石巻港）

港灣施設の種別	施設名	使用料
港灣施設	物浮棧岸	(一) 旅客船以外の船舶係留時間十二時間まで総トン数一トンにつき 五円二五銭 (2) 係留時間十二時間を超え二十四時間まで総トン数一トンにつき 七円
	揚棧 場橋橋壁	(一) 係留時間二十四時間まで係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき 七円 (2) 係留時間二十四時間を超え七十二時間まで係留回数にかかわらず、一日総トン数一トンにつき 七円
荷さばき施設	荷さばき地	(一) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 二二円
		(二) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために使用する物の設置 一日一平方メートルにつき 八〇円
		(1) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 三元
		(2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 四元
		(一) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 五円三〇銭
		(2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 四元
		(一) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 五円三〇銭
		(2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 四元
		(一) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 五円三〇銭
		(2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 四元

港灣施設用地	港灣環境整備施設	船舶役務用施設	水面貯木場	野積場	上屋
(8) 投影视験 一月一平方メートルにつき 三元	(一) 工作物を設置する場合 電柱類 一月一本につき 四九円 鉄塔類 一月一平方メートルにつき 八一元	(一) 基本料金 一立方メートルにつき、水道料金に一五〇円（定期的に給水する以内で定期旅客貨物船にあつては、一五〇円の四割に相当する金額）を計算する額 増料金 執行時間外 深夜 一立方メートルにつき、一五〇円の五割に相当する金額 一立方メートルにつき、一五〇円	一月一平方メートルにつき 一四円	(一) 貨物を搬入する日から起算して十五日まで 一日一平方メートルにつき 六円四〇銭 一日一平方メートルにつき 四元 十六日以後 一日一平方メートルにつき 二元七〇銭 丙地 九円三〇銭 乙地 五円三〇銭 甲地 二元九〇銭 特 九円三〇銭 地 二元七〇銭	(一) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 二四円
(7) 架空工作物 一月一平方メートルにつき 六八円	(2) 管類 一月一メートルにつき 八円	(二) 一立方メートルにつき、一五〇円		(2) 十六日以後 一日一平方メートルにつき 九円三〇銭 丙地 五円三〇銭 乙地 二元九〇銭 甲地 九円三〇銭 特 二元七〇銭 地 九円三〇銭	
(6) 倉庫上屋 一月一平方メートルにつき 四三円	(3) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				
(5) 看板広告類 一月一平方メートルにつき 二七円	(4) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				
(4) 倉庫上屋 一月一平方メートルにつき 二七円	(5) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				
(3) 投影视験 一月一平方メートルにつき 六八円	(6) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				
(2) 投影视験 一月一平方メートルにつき 六八円	(7) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				
(1) 投影视験 一月一平方メートルにつき 六八円	(8) 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの 一月一メートルにつき 一七円				

(一)	一月一平方メートルにつき	甲地 一一九円
(二)	駐車場の用に供する場合 一月一平方メートルにつき	乙地 一八七円
(三)	その他の場合 一月一平方メートルにつき	一四九円 七五円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九十八号

宮城県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

宮城県地方港湾審議会条例（昭和四十九年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「重要港湾及び」を、「国際拠点港湾及び重要港湾並びに」に改める。

第四条第二項中、「係る」の下に「国際拠点港湾若しくは」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。